

リスク負担区分一覧表

リスクの種類		リスクの内容		負担者		備考
				市	指	
共通事項	不可抗力によるリスク	市又は指定管理者の行為とは無関係に外部から生じる障害で、通常の予防では防止し得ないもの（戦争、テロ、風水害、地震等）	施設の復旧	○		
			応急措置施設等の復旧が完了するまでの管理業務の実施への影響（休業等による影響）		○	注2
	制度関連リスク	法制度の新設変更に伴うもの	施設等の設置基準の変更により設等の新設又は改築を要するもの。関係条例等の整備	○		
			管理基準の変更による管理コストの増加	○		注1
			上記以外		○	
		許認可取得リスク	施設等の設置に伴うもの	○		
			上記以外		○	
		税制度リスク	指定管理者制度、管理条例に影響を及ぼすもの（消費税等）	○		
			法人に影響を及ぼすもの（法人税、固定資産税など）		○	
	社会リスク	住民対応リスク	施設等の設置に係るもの	○		
			上記以外		○	注2
		環境問題リスク	施設等の設置に伴うもの 施設等の設置に係る瑕疵に伴うもの	○		
			上記以外		○	注2
	上記リスクに伴う管理業務の中断・中止リスク	市の責めによるもの（市の債務不履行、施設の廃止など）		○		
		指定管理者の責めによるもの（事業放棄・破綻など）			○	
維持管理業務	運営開始遅延リスク	管理業務開始の遅延	規定整備、債務負担措置等の遅延に伴うもの	○		
			運転資金確保、開業準備等の遅延に伴うもの		○	
	支払遅延不能リスク	市の管理費用の支払遅延・不能等に伴うもの		○		
	計画変更リスク	管理業務の内容変更	市の新たな施設整備に伴うもの	○		
			上記以外		○	
	施設瑕疵リスク	施設等の設置瑕疵に伴うもの（指定管理者が設置したものを除く）		○		

	維持管理水準 リスク	提供サービス水準の維持			○	
	維持管理コスト リスク	維持管理コストの増大・減少	市の責めによる業務内容の変更に伴うもの	○		
			上記以外(物価・金利の変動等)		○	
	施設等損傷 リスク	事故・火災等によるもの(市の責めによるものを除く。)			○	注3
		劣化によるもの(LED 交換等)			○	
維持管理 業務	物品更新リスク	物品の更新	管理瑕疵によらないもの(事務用 1 件 10 万円以上の物品で、指定 管理者の物品を除く)	○		注4
			市の設置した消耗品		○	
			上記以外		○	
	修繕費リスク	修繕工事	1 件 30 万円以上で、指定管理者 の管理瑕疵によらないもの	○		注5
			上記以外		○	
その 他 の 業 務	来場者リスク	来場者、利用者とのトラブル等			○	
	事故リスク	来場者の負傷等の事故			○	注6
	盗難紛失リスク	料金、物品の盗難、紛失等			○	
	営業リスク	営業に伴うトラブル、事故等			○	
	イベントリスク	イベントの実施に伴うトラブル、事故等			○	

注1 基本的には市が負担するが、指定管理者の管理業務の簡易な見直しで対応できる場合は、指定管理者が行うものとする。

注2 基本的には指定管理者が対応するが、市に報告し、市の指示を受けるものとする。

注3 基本的には指定管理者が対応するが、建物の火災保険の加入は市が行う。

注4 基本的には市の負担とするが、指定管理者による更新も認める。

注5 基本的には市の負担とするが、市指定管理者協議により、指定管理者による修繕も認める。

注6 指定管理者は保険の加入の対策を行うこと。